

運 営 規 程 [4] 介護予防サービス

(運営規程設置の目的)

第1条 医療法人馨仁会が開設する老人保健施設花トピア可児（以下「施設」という。）において実施する介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って介護予防サービス計画に基き、利用者の状態の維持・改善可能性の高い軽度者の状態に即した自立支援および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

以下、介護予防通所リハビリテーションにおける運営規程は、運営規程〔2〕通所リハビリテーションの第3条～第25条によるものとする。（通所リハビリテーション計画を介護予防サービス計画に読み替える。）

また、介護予防短期入所療養介護における運営規程は、運営規程〔3〕短期入所療養介護の第3条～第23条によるものとする。（施設サービス計画を介護予防サービス計画に読み替える。）

付 則

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。
- 2 一部改正 平成25年9月1日施行
- 3 一部改正 令和6年3月1日施行